

標準運送約款の一部を改正する告示について

1. 背景

旅客船の総合的な安全・安心対策を講じることにより海上旅客運送の安全を図ること等を目的とした「海上運送法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第24号。以下「改正法」という。）が令和5年5月12日に公布されたところ。

改正法による改正後の海上運送法（昭和24年法律第187号。以下「法」という。）第15条において、一般旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者（以下「事業者」という。）に対して旅客名簿の作成が義務付けられている。

このため、旅客が当該作成に係る旅客名簿の記載を拒否した際に、事業者が旅客に対して運送契約の拒絶を可能とするべく、標準運送約款（昭和61年運輸省告示第252号。以下「告示」という。）について改正を行う必要がある。

2. 概要

○ 旅客名簿への記載（旅客運送の部 新設）

第4章旅客の義務として、法第15条で規定する旅客名簿に下記の事項を記載させることを規定する。

- ・ 氏名
 - ・ 年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分
 - ・ 性別
 - ・ 次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
 - ア　イに掲げる旅客以外の旅客　住所又は住民票に記載されている
　　市区町村名
 - イ　日本国内に住所を有しない外国人である旅客　国籍及び旅券番
　　号
 - ・ 乗船の日時及び港並びに下船の港
 - ・ 事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否
- その他
- その他所要の改正を行うこととする。

3. スケジュール

公　布：令和6年1月19日

施　行：令和6年4月1日